

令和5年度7月 所沢市農業委員会総会議事録

開催日時	令和5年7月19日(水)	午前9時30分～午前11時0分
開催場所	所沢市役所8階大会議室	
議案	議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について	
	議案第2号 農地法第3条の規定による地上権設定の許可申請について	
	議案第3号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について	
	議案第4号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について	
	議案第5号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について	
	議案第6号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について(農地中間管理機構)	
	議案第7号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について(故障)	

出席委員	1番 池田 正巳	2番 越阪部 勲	3番 越阪部 一
	4番 内野 喜昭	5番 糟谷 裕義	6番 増田 貴雄
	7番 池田 稔	8番 鈴木 浩之	9番 見澤 幸一
	10番 石井 一	11番 川口 浩	12番 栗原 茂
	13番 大舘 浩一	14番 石井 進	15番 水村 英紀
	16番 本橋 与志喜	17番 新井 祥穂	

欠席委員 なし

農業委員会事務局の進行により、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による委員の過半数の出席があることを報告し開会。池田会長のあいさつの後、引き続き池田会長が議長となり議事を進めた。

議長： 議事に入ります。

本日の総会の議事録署名委員に議席番号15番 水村 英紀委員、17番 新井 祥穂委員を指名します。

1 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について

議 長：「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」ご説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字下富字霞ヶ台です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は1,070平方メートルです。受人の耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は増反によるものです。権利事由は売買による所有権移転です。

申請番号2番、所在地は大字下富字雪見原です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は580平方メートルです。受人の耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は増反によるものです。権利事由は売買による所有権移転です。

申請番号3番、所在地は大字南永井字岨野の1筆及び大字南永井字大岨の1筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は2筆合わせて4,780平方メートルです。受人の耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は増反によるものです。権利事由は売買による所有権移転です。

申請番号4番、所在地は三ヶ島三丁目です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は204平方メートルです。受人の耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は増反によるものです。権利事由は贈与による所有権移転です。

以上4件です。

議 長： 申請番号1番について審議します。申請地及び下富地区の耕作状況について、地区担当の意見をお願いします。

委 員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。審議のほどをお願いします。

議 長： 次に、受人の営農状況及び松郷地区、下安松地区の耕作状況について、地区担当の意見をお願いします。

委 員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。審議のほどをお願いします。

議 長： 申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、許可することに賛成の委員の挙手を願います。

委 員： （全員挙手）

議 長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、全会一致、許可といたします。

議長： 申請番号2番について審議します。申請地及び下富地区の耕作状況について、地区担当の意見ををお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。審議のほどお願いいたします。

議長： 次に、受人の営農状況について、地区担当の意見ををお願いします。

委員： 地元である久米地区では農地を耕作していないため、営農状況については分かりません。近隣の農家によると地元の農家との付き合いは無いと聞いております。

議長： 申請番号2番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号2番について、許可することに賛成の委員の挙手を願います。

委員： (挙手多数)

議長： 挙手多数と認めます。よって、申請番号2番については、許可といたします。

議長： 申請番号3番について審議します。申請地及び受人の営農状況、耕作状況について、地区担当の意見ををお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号3番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号3番について、許可することに賛成の委員の挙手を願います。

委員： (全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号3番については、全会一致、許可といたします。

議長： 申請番号4番について審議します。申請地及び受人の営農状況、耕作状況について、地区担当の意見ををお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号4番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号4番について、許可することに賛成の委員の挙手を願います。

委員： (全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号4番については、全会一致、許可といたします。

2 議案第2号 農地法第3条の規定による地上権設定の許可申請について

議長：「議案第2号 農地法第5条の規定による地上権設定の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第2号 農地法第5条の規定による地上権設定の許可申請について」及び「議案第4号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」の申請番号2番は関連しますので、合わせてご説明いたします。

申請番号1番、2番については関連しますので併せて御説明いたします。所在地は2件すべて大字北岩岡字宮原です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は申請番号1番、2番の8筆合わせて15,910平方メートルの内12,674.77平方メートルです。面積の内訳、受人、渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は営農型太陽光発電施設設置のための地上権設定です。権利事由は地上権の設定です。

議案第4号の申請番号2番は、所在地は大字北岩岡字宮原の8筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は8筆合わせて15,910平方メートルの内88.07平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は営農型太陽光発電施設です。権利事由は使用貸借権の設定です。農地区分については、農地の一団性が10ヘクタール以上の第1種農地と判断されます。申請事由は申請地に営農型太陽光発電施設を設置するものです。なお、本件は10年間の一時転用です。

以上です。

議長： 議案第2号（申請番号1番・2番）及び議案第4号の申請番号2番については関連しますので一括で審議してよろしいでしょうか。

委員： （異議なし）

議長： 議案第2号（申請番号1番・2番）及び議案第4号の申請番号2番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。議案第2号（申請番号1番・2番）の申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。また、議案第4号の申請番号2番については、事務局説明のとおり第1種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いします。

議長： 議案第2号（申請番号1番・2番）及び議案第4号の申請番号2番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、議案第2号（申請番号1番・2番）について、許可することに、及び議案第4号の申請番号2番について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を願います。

委員： （全員挙手）

議長： 挙手総員と認めます。よって、議案第2号（申請番号1番・2番）及び議

案第4号の申請番号2番については、全会一致、許可及び許可相当といたします。

3 議案第3号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について

議長：「議案第3号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第3号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」ご説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字下富字森ノ際の2筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は2筆合わせて316平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は資材置場です。権利事由は売買による所有権移転です。農地区分については、農地の一団性が10ヘクタール以上の第1種農地と判断されます。申請事由は申請地を買い受け、資材置場を拡張するものです。なお、本件は農用地区域の除外案件です。

申請番号2番、所在地は大字神米金字飛鳥野です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は2,981平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は障害福祉施設です。権利事由は売買による所有権移転です。農地区分については、上水道、下水道が整備され、半径500メートル以内に公共施設等が2つ以上あることから第3種農地と判断されます。申請事由は申請地を買い受け、障害者支援施設を建築するものです。なお、本件は農用地区域の除外案件です。

以上2件です

議長：申請番号1番については、10番石井一委員が関係人となっている案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該案件の審議開始から終了まで退席をお願いします。

委員：（石井一委員が退席）

議長：申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり第1種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長：申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長：挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、全会一致、許可相当といたします。

申請番号1番の審議が終わりましたので、10番石井一委員の入室を認めます。

委員：（石井一委員が入室）

- 議 長： 申請番号2番について審議します。地区担当の意見を申し上げます。
- 委 員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり第3種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。
- 議 長： 申請番号2番について、質疑、意見はありますか。
質疑、意見がないようですので、申請番号2番について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を願います。
- 委 員： (全員挙手)
- 議 長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号2番については、全会一致、許可相当といたします。

4 議案第4号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について

議長：「議案第4号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第4号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」ご説明いたします。

申請番号1番、所在地は北野一丁目です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は278平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は駐車場です。権利事由は使用貸借権の設定です。農地区分については、上水道、下水道が整備され、半径500メートル以内に公共施設等が2つ以上あることから第3種農地と判断されます。申請事由は申請地を借り受け、駐車場を設置するものです。

申請番号3番、所在地は大字本郷字神明原です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は376平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は自己住宅です。権利事由は使用貸借権の設定です。農地区分については、農地の一団性が10ヘクタール以上の第1種農地と判断されます。申請事由は申請地を妻の母から借り受け、自己用住宅を建築するものです。

以上2件です。

議長：申請番号1番について審議します。申請地及び受人の営農状況及び耕作状況について、地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり第1種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長：申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長：挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、全会一致、許可相当といたします。

議長：申請番号3番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり第1種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長：申請番号3番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号3番について、許可相当とする

ことに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号3番については、全会一致、許可相当といたします。

5 議案第5号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について

議長：「議案第5号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第5号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」ご説明いたします。

申請番号1番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は北野三丁目です。現況地目は畑で、面積は1,595平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和5年8月1日から令和10年7月31日までの5年間です。

申請番号2番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字中富字月野原の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて2,355平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和5年8月1日から令和10年7月31日までの5年間です。

申請番号3番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字中富字月野原です。現況地目は畑で、面積は4,014平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和5年8月1日から令和15年7月31日までの10年間です。

申請番号4番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字下富字武野の4筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は3筆合わせて4,393平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和5年8月1日から令和8年7月31日までの3年間です。

以上4件です。

議長：申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長：申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、決定することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長：挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、全会一致、決定といたします。

議長：申請番号2番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号2番について、質疑、意見はありますか。
質疑、意見がないようですので、申請番号2番について、決定することに賛成の委員の挙手を願います。

委員： (全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号2番については、全会一致、決定といたします。

議長： 申請番号3番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号3番について、質疑、意見はありますか。
質疑、意見がないようですので、申請番号3番について、決定することに賛成の委員の挙手を願います。

委員： (全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号3番については、全会一致、決定といたします。

議長： 申請番号4番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号4番について、質疑、意見はありますか。
質疑、意見がないようですので、申請番号4番について、決定することに賛成の委員の挙手を願います。

委員： (全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号4番については、全会一致、決定といたします。

6 議案第6号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について（農地中間管理機構）

議長：「議案第6号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について（農地中間管理機構）」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第6号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について（農地中間管理機構）」ご説明いたします。

申請番号1番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字下富字霞ヶ台の5筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は5筆合わせて3,191平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和5年8月1日から令和7年3月31日までの1年8か月間です。

以上1件です。

議長：申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ
ます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われ
ます。審議のほどお願いいたします。

議長：申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

議長：質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、決定することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長：挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、全会一致、決定といたします。

7 議案第7号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について（故障）

議長：「議案第7号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について（故障）」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第7号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について（故障）」ご説明いたします。

申請番号1番、申請人、故障が生じた者、経営状況は議案書に記載のとおりです。所在地は東所沢三丁目です。現況地目は畑で、面積は986平方メートルです。申請者は腰椎圧迫骨折により歩行が困難となり、今後の農作業継続が不可能となったことから、生産緑地の買取申出を行うため、特定期日において農業の主たる従事者であったことの証明を求めるものです。

以上1件です。

議長： 申請番号1番について審議します。本件については、私が城地区の担当ですので、申請人の営農状況等の報告を行います。

申請者は、作業中に脚立から転落し、腰椎を圧迫骨折したとのこと。骨折の影響により日常生活でも杖を使用しなければならなくなり、農作業をすることが困難になりました。しかし、負傷までは年間150日以上農業に従事していたことから、証明書を交付することについて、特に問題はないと思われれます。審議のほどお願いいたします。

それでは、申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

委員： 申請者に家族はいますか。

委員： 新座市に在住の弟がいるとのこと。畑の管理についてもトラクターでこまめに運するなど、農作業を手伝っているようです。

委員： 生産緑地を一部解除することは可能ですか。

事務局： 可能です。ただし、解除しない農地については、相続人等が主たる従事者になることが条件となります。

委員： 故障の判断として、通院していることが条件なのですか。

事務局： 故障の判断は、回復の見込みがあるかどうかになります。

議長： ほかに質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、証明することに賛成の委員の挙手を願います。

委員： （全員挙手）

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、全会一致、証明することといたします。

8 報告事項について

議 長： 報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局： 報告事項についてご報告いたします。

「報告事項1 農地法第3条の3第1項による所有権移転の届出について」は、18件の届出がありました。

「報告事項2 農地法第4条の規定による届出について」は、3件の届出がありました。

「報告事項3 農地法第5条の規定による所有権移転の届出について」は、14件の届出がありました。

「報告事項4 農地法第5条の規定による貸借権設定の届出について」は、2件の届出がありました。

「報告事項5 農地法第5条の規定による届出書の取消願について」は、1件の願い出がありました。

「報告事項6 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について」は、1件の証明の交付を行いました。

「報告事項7 農地法第18条の規定による合意解約の通知について」は、1件の通知がありました。

「報告事項8 農地法施行規則該当転用届について」は、1件の届出がありました。

以上です。

9 その他

議 長： その他の事項について何かありますか。

委 員： (なし)

事務局： 今任期最後の総会に当たり、轟農業委員会事務局長があいさつを行う。

議 長： 以上ですべての議事を終了します。

川口会長職務代理者により閉会 (午前11時0分)